

厚生労働省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

（ 令和 4 年 6 月 16 日
厚 生 労 働 省 ）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 27 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府実行計画実施要領」という。）に基づき、厚生労働省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、厚生労働省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、厚生労働省所管の独立行政法人及び特殊法人については、Ⅶに基づき取組を行うこととする。

II. 対象期間等

本計画は、2030 年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、厚生労働省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とする。

この目標は、厚生労働省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

3. 電動車の導入

厚生労働省の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体¹）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた厚生労働省のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに厚生労働省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

① 厚生労働省が新築する庁舎等の建築物における整備

厚生労働省が新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

② 厚生労働省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

厚生労働省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合²を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

③ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な

¹ リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。

² 「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

整備を進める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則Z E B 0 oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZ E B Ready相当となることを目指す。
- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZ E B等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。
 - i) 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
 - ii) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
 - i) 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
 - ii) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
 - iii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
 - iv) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑥ 中央官庁庁舎の入居官庁は、各庁舎の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量を、2013年度比で、2030年度までに一定比率低減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。

(2) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

- ① 2050年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。
- ② なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

厚生労働省の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED照明の導入

- ① 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。
- ④ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

- ① 自動車利用の抑制等
Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 節水機器等の導入等
現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。
- ③ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達
 - i) 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
 - ii) その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
 - iii) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
 - iv) 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
 - v) プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。
- ④ 用紙類の使用量の削減
 - i) 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
 - ii) 各府省庁の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
 - iii) 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
 - iv) コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各府省庁の部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
 - v) FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

- ⑤ 再生紙の使用等
 - i) 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
 - ii) 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。
- ⑥ 合法木材、再生品等の活用
 - i) 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
 - ii) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
 - iii) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。
- ⑦ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進
安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低 GWP 冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。
- ⑧ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し
 - i) 庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及び HFC を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。
 - ii) コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。
- ⑨ フロン類の排出の抑制
 - i) HFC 等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による 3 月に 1 回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による 1 年又は 3 年に 1 回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。
 - ii) 冷媒の漏えい対策のため、IoT 技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。
 - iii) 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組む。
 - iv) 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。
- ⑩ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等
庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力 SF₆ の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑥ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づき、超過勤務の縮減、休暇の取得推進、テレワークの推進等を行い、省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、厚生労働省温室効果ガス削減対策実行委員会が中心となり実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、政策統括官（総合政策担当）が行う。庶務は政策統括官（総合政策担当）付政策統括室において行う。

VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

厚生労働省が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

VII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

【厚生労働省全体】

厚生労働省温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
						(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	1, 104, 291	1, 192, 282	1, 134, 332	3%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	100, 991, 763	119, 514, 606	43, 489, 619	-51%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	88, 742, 007	110, 586, 883	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	78, 984, 653	83, 805, 768	16, 678, 665	-75%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	66, 734, 897	74, 878, 045	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	155, 975, 310	186, 822, 538	166, 786, 649	7%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 506	0. 449	0. 1 (調整後)	-0. 301kg-CO2/kWh (調整後)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 428	0. 401		
電気以外		kg-CO2	22, 007, 110	35, 708, 838	26, 810, 954	22%	
その他		kg-CO2	1, 550	0	0	-100%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	102, 097, 604	120, 706, 888	44, 623, 951	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	89, 847, 848	111, 779, 165	(調整後)	(調整後)	

※ 政府実行計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に基づき、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出量は削減目標の対象外としているため、当該排出量は除外している。

※ 国立ハンセン病療養所については、本計画策定に伴い、新たに計画の対象に含めることとし、2019 年度実績及び 2030 年度目標に計上している。なお、2013 年度の各実績については、本計画の対象外としていたため、記載していない。

厚生労働省温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2019 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	— (設置件数：108 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	28	100
LED照明の導入割合	%	19 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	17	60

※ 2019 年度の LED 照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設（床面積が千㎡以上の施設）の数値を記載している。

【本省】

厚生労働省本省温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	169,771	116,565	116,565	-31%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	14,094,144	12,102,875	2,545,716	-78%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	11,443,938	11,837,903	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	13,243,706	11,150,952	1,779,360	-83%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	10,593,500	10,885,980	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	28,193,060	23,848,976	17,793,598	-37%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.469	0.468	0.1 (調整後)	-0.356kg-CO2/kWh (調整後)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.376	0.456		
電気以外		kg-CO2	850,438	951,923	766,356	-10%	
その他		kg-CO2	0	0	0	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	14,263,914	12,219,440	2,662,280	-77%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	11,613,709	11,954,468	(調整後)	(調整後)	

厚生労働省本省温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	2019 年度 現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	— (設置件数：4 件)	50
公用車に占める電動車の割合		%	57	100
LED照明の導入割合		%	20 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0	60

※ 2019 年度の LED 照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設 (床面積が千㎡以上の施設) の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ①高効率空調設備の導入 (ヒートポンプチラーの導入) (5 号館部分)
- ②太陽光発電の拡充 (※予算要求をして実現した場合に限る。)
- ③照明の LED 照明への切替え (※予算要求をして実現した場合に限る。)
- ④電動車の導入と公用車の効率的利用
- ⑤超過勤務の縮減などの省 CO2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

<中央合同庁舎5号館（厚生労働省部分）>

- ① 会計課管理室において、温室効果ガスの排出量及び削減計画の達成見込みを四半期毎に見える化し、共働支援システムへ掲載するとともに職員への周知を行う。
- ② 設備改修等に当たっては省エネ機器の導入を推進する。
- ③ 電力購入に際し、環境への配慮を要件とする一般競争入札を引き続き実施する。

<上石神井庁舎>

- ① 対策の実施責任者は庁舎管理責任者である労働市場センター業務室長とし、対策の徹底を図るため労働保険徴収業務室、労災保険業務課及び労働市場センター業務室で構成される上石神井庁舎CO₂削減対策委員会において、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、その状況を事務局において確認し、職員等への周知を行うこととする。
- ② 委員会では、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じて設備改修等のハード対策の追加を決定するとともに、各室にソフト対策の指示を行うこととする。

<中央労働委員会事務局>

- ① 対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課室の課長補佐で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成見込みを把握し、適宜委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課室にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

厚生労働省地方厚生（支）局温室効果ガス削減計画

			2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
						(13 年度比)	
			(単位)				
公用車燃料			kg-CO2	388,757	298,661	298,661	-23%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,912,744	1,962,752	532,201	-69%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,729,013	1,836,650	(調整後)	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,625,927	1,513,078	288,407	-80%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,442,196	1,386,976	(調整後)	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	2,937,441	3,260,908	2,884,069	-2%	
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.554	0.464	0.1	-0.325kg-	
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.491	0.425	(調整後)	CO2/kWh (調整後)	
電気以外			kg-CO2	286,817	449,674	234,794	-15%
その他			kg-CO2	0	0	0	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,301,501	2,261,413	830,863	-61%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	2,117,770	2,135,312	(調整後)	(調整後)	

厚生労働省地方厚生（支）局温室効果ガス削減対策及び目標

		2019 年度	2030 年度
		現状	目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	— (設置件数：0 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	29	100
L E D 照明の導入割合	%	3 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	20	60

※ 2019 年度の L E D 照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設（床面積が千㎡以上の施設）の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ① 電動車の導入
- ② L E D 照明の導入
- ③ 省エネルギー型機器の導入等
- ④ 自動車利用の抑制等
- ⑤ ワークライフバランスの確保（超過勤務の削減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進）

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は地方厚生（支）局総務課長とし、対策の徹底を図るため各部局の総括課長で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 地方厚生（支）局総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

都道府県労働局温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	269,723	208,640	208,640	-23%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	44,605,474	37,158,345	13,718,447	-66%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	40,429,448	31,653,427	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	35,724,199	28,070,127	6,169,363	-80%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	31,548,173	22,565,210	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	69,013,008	65,789,087	61,693,629	-11%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.518	0.427	0.1	-0.243kg-CO2/kWh
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.457	0.343	(調整後)	(調整後)
電気以外		kg-CO2	8,881,275	9,088,218	7,549,084	-15%	
その他		kg-CO2	0	0	0	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	44,875,197	37,366,985	13,927,087	-66%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	40,699,171	31,862,068	(調整後)	(調整後)	

都道府県労働局温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	2019 年度 現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	— (設置件数 : 85 件)	50
公用車に占める電動車の割合		%	34	100
LED照明の導入割合		%	22 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	30	60

※ 2019 年度の LED 照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設 (床面積が千㎡以上の施設) の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車の導入
- ③ LED 照明の導入
- ④ 再生可能エネルギー電力の調達
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省 CO₂ にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は都道府県労働局長とし、対策の徹底を図るため都道府県労働局内に温室効果ガス削減委員会を設置し、委員会において各官署毎に計算期間中の削減目標を策定する。
- ② 都道府県労働局総務部総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、各官署毎の二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会及び大臣官房地方課に報告するとともに、所属職員にメールで伝達する。
- ③ 都道府県労働局総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化等を指示する。

【地方支分部局等】

各研修所・研究所温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
						(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	15,190	6,972	6,972	-54%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	26,770,831	25,257,112	10,201,380	-55%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	22,815,986	25,905,712	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	19,002,131	17,904,837	3,597,985	-76%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	15,047,286	18,553,438	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	36,194,536	38,845,087	35,979,848	-1%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.461	0.1 (調整後)	-0.378kg-CO2/kWh (調整後)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.416	0.478		
電気以外	kg-CO2	7,768,700	7,352,275	6,603,395	-15%		
その他		kg-CO2	0	0	0	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	26,786,021	25,264,084	10,208,351	-55%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	22,831,176	25,912,684	(調整後)	(調整後)	

各研修所・研究所温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2019 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：2 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	75	100
L E D 照明の導入割合	%	15 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60

※ 2019 年度の L E D 照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設 (床面積が千㎡以上の施設) の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は会計課長等とし、対策の徹底を図るため各部の部長で構成される委員会を設置する。
- ② 会計課等において、毎月、電力・ガス・ガソリン等の使用量をもとに、CO₂の排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会・部長会議等に報告する。
- ③ 会計課長等は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

各検疫所温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	211,360	210,210	190,224	-10%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	4,306,982	3,894,116	1,296,443	-66%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,798,485	2,624,661	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,571,354	3,111,801	671,159	-78%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	3,062,857	1,842,345	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	6,721,696	7,017,168	67,111,588	-0%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.531	0.443	0.1	-0.163kg-CO2/kWh
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.456	0.263	(調整後)	(調整後)
電気以外		kg-CO2	735,628	782,316	625,284	-15%	
その他		kg-CO2	0	0	0	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	4,518,342	4,104,327	1,486,667	-63%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	4,009,845	2,834,871	(調整後)	(調整後)	

※ 政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出量は削減目標の対象外としているため、当該排出量は除外している。

各検疫所温室効果ガス削減対策及び目標

		2019 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	— (設置件数：2件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	34	100
LED照明の導入割合	%	18 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	46	60

※ 2019年度のLED照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設（床面積が千㎡以上の施設）の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は各検疫所総務課長とし、対策の徹底を図るため各部局の課長等で構成される委員会等を設置する。
- ② 各検疫所総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに全職員にメールで伝達する。
- ③ 各検疫所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、管内にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

国立障害者リハビリテーションセンター温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013年度	2019年度	2030年度目標		
					(13年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	15,398	13,851	13,851	-10%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,524,122	5,642,080	2,411,209	-53%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	5,093,768	5,410,231	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,012,478	4,002,207	771,336	-70%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	2,582,124	3,770,358	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	7,969,518	8,579,270	7,713,360	-3%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.466	0.1	-0.339kg-CO2/kWh
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.324	0.439	(調整後)	(調整後)
電気以外		kg-CO2	2,511,644	1,639,873	1,639,873	-35%	
その他		kg-CO2	1,550	0	0	-100%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,541,070	5,655,931	2,425,060	-53%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	5,110,716	5,424,082	(調整後)	(調整後)	

国立障害者リハビリテーションセンター温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	2019年度 現状	2030年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	— (設置件数：1件)	50
公用車に占める電動車の割合		%	36	100
LED照明の導入割合		%	11 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0	60

※ 2019年度のLED照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設（床面積が千㎡以上の施設）の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ①各棟内の照明、誘導灯を蛍光灯からLEDへ変換及び、外灯をハロゲンランプからLEDに変換する。
- ②旧式の効率の悪い冷暖房使用箇所をEHP（チラー冷暖房）へ変換しエネルギー消費や熱源の運用削減を図る。
- ③LPG燃料を都市ガスに変換することで温室効果ガスの排出の削減を図る。
- ④公用車台数及び公用車運用方法の見直し。
- ⑤超過勤務の縮減・昼休みの消灯などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進。

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は管理部長とし、対策の徹底を図るため、リハセンター各課課長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 管理部において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達をしている。
- ③ 委員会は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

国立光明寮温室効果ガス削減計画

			2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
						(13 年度比)	
			(単位)				
公用車燃料			kg-CO2	8,702	5,676	5,676	-35%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,432,283	958,302	494,293	-65%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,403,432	990,990	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	950,882	597,389	133,380	-86%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	922,031	630,077	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	1,559,016	1,356,657	1,333,801	-14%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.610	0.440	0.1 (調整後)	-0.364kg- CO2/kWh (調整後)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.591	0.464		
電気以外			kg-CO2	481,401	360,913	360,913	-25%
その他			kg-CO2	0	0	0	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,440,985	963,978	499,969	-65%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,412,134	996,665	(調整後)	(調整後)	

国立光明寮温室効果ガス削減対策及び目標

		2019 年度	2030 年度
		現状	目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：1 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	45 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%	7 (※) (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60

※ 2019 年度の LED 照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設 (床面積が千㎡以上の施設) の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② エネルギー消費機器の更新や熱源の運用改善
- ③ 建物熱効率の改善
- ④ 公用車の台数及び運用の見直し
- ⑤ 省 CO₂ にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 庶務課において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達をしている。
- ③ 委員会は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

国立保養所温室効果ガス削減計画

			2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
						(13 年度比)	
			(単位)				
公用車燃料			kg-CO2	7,790	3,705	3,705	-52%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	995,316	378,519	235,897	-74%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	919,178	396,754	(調整後)	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	769,317	207,747	65,124	-91%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	693,179	225,982	(調整後)	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	1,335,871	651,244	651,244	-51%	
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.576	0.319	0.1	-0.247kg-	
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.347	(調整後)	CO2/kWh (調整後)	
電気以外			kg-CO2	225,999	170,772	170,772	-24%
その他			kg-CO2	0	0	0	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,003,106	382,224	239,601	-74%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	926,968	400,458	(調整後)	(調整後)	

国立保養所温室効果ガス削減対策及び目標

		2019 年度	2030 年度
		現状	目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：1 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	25	100
L E D 照明の導入割合	%	—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ型電気機器への更新
- ③ 太陽光発電設備の更新
- ④ 公用車台数の見直し
- ⑤ 休憩時間の消灯の徹底

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される幹部会議を設置し活動を行う。
- ② 毎月の電気・ガソリン等の使用量を幹部会議に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達する。
- ③ 幹部会議において、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。
- ④ 居室等の利用者エリアについても健康を損なわない範囲で節電するよう、職員が巡回し徹底する。

【地方支分部局等】

国立児童自立支援施設温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	11, 207	11, 178	10, 086	-10%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	590, 151	620, 300	211, 622	-57%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	490, 514	574, 523	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	439, 578	457, 522	83, 635	-75%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	339, 941	411, 745	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	837, 292	882, 279	836, 348	-0%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 525	0. 519	0. 1 (調整後)	-0. 367kg-CO2/kWh (調整後)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 406	0. 467		
電気以外		kg-CO2	150, 573	162, 778	127, 987	-15%	
その他		kg-CO2	0	0	0	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	601, 358	631, 478	221, 708	-56%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	501, 721	585, 702	(調整後)	(調整後)	

国立児童自立支援施設温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	2019 年度 現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	— (設置件数：2 件)	50
公用車に占める電動車の割合		%	57	100
LED照明の導入割合		%	35 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0	60

※ 2019 年度の LED 照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設 (床面積が千㎡以上の施設) の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省 CO2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は各施設の庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各施設の院長、次長、各課課長で構成される委員会を設置する。
- ② 各施設の庶務課において、毎月の電気・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 各施設の庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

福祉型障害児入所施設温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	6,393	12,158	5,754	-10%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	688,733	681,373	196,117	-65%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	554,990	665,486	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	590,044	571,949	112,232	-75%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	456,301	556,061	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	1,123,893	1,222,113	1,122,318	-0%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.468	0.1 (調整後)	-0.355kg-CO2/kWh (調整後)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.455		
電気以外		kg-CO2	98,689	109,424	83,886	-15%	
その他		kg-CO2	0	0	0	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	695,126	693,531	201,871	-64%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	561,383	677,644	(調整後)	(調整後)	

福祉型障害児入所施設温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	2019 年度 現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	— (設置件数：2 件)	50
公用車に占める電動車の割合		%	40	100
LED照明の導入割合		%	3 (※)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0	60

※ 2019 年度の LED 照明の導入割合については、「政府実行計画に関する照明設備の設置状況調査」の対象施設 (床面積が千㎡以上の施設) の数値を記載している。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED の導入など、節電等のための取組の管理を徹底
- ② 庁舎内における空調設備の適正運転
- ③ 両面印刷・両面コピーの徹底や、会議における資料の簡素化等により用紙類の使用量の削減。
- ④ 公用車の台数及び運用の見直し
- ⑤ 計画的に業務の実施による超過勤務の縮減などの省 CO₂ にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 庶務課において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達している。
- ③ 委員会は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

中央労働委員会地方事務所温室効果ガス削減計画

			2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
						(13 年度比)	
			(単位)				
公用車燃料			kg-CO2	0	0	0	—
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	70,985	11,582	5,643	—91%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	63,256	12,794	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	55,038	7,646	1,707	—96%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	47,309	8,858	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	89,979	17,067	17,067	—81%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.612	0.448	0.1	—0.419kg-
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.526	0.519	(調整後)	CO2/kWh (調整後)
電気以外	kg-CO2	15,947	3,936	3,936	—75%		
その他			kg-CO2	0	0	0	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	70,985	11,582	5,643	—91%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	63,256	12,794	(調整後)	(調整後)	

中央労働委員会地方事務所温室効果ガス削減対策及び目標

		2019 年度	2030 年度
		現状	目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：0 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
LED照明の導入割合	%	—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60

○主な削減対策と削減効果

- ①超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ②エネルギー消費機器の使用の見直し
- ③廊下等の間引き照明の徹底
- ④OA機器等の電源OFFの徹底
- ⑤冷暖房効率向上のための扉等の閉扉

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は地方事務所長とし、対策の徹底を図るため、地方事務所地方調査官（庶務担当）を実施担当者とする。
- ② 地方事務所において、本局と連携し、毎月の電気・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告するとともに、職員に伝達する。
- ③ 地方事務所長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、管理官庁に対し設備改修等のハード対策の要請を行うとともに、自らソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

国立ハンセン病療養所温室効果ガス削減計画

			2013年度	2019年度	2030年度目標		
					(19年度比)		
			(単位)				
公用車燃料			kg-CO2	—	304,666	274,199	—10%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	—	30,847,248	11,640,652	—59%	
		調整後排出係数使用	kg-CO2	—	28,677,752	(調整後)	(調整後)
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	—	16,210,512	3,004,978	—79%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	—	14,041,016	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	—	35,352,681	30,049,779	—15%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	—	0.459	0.1	—0.297kg-
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	—	0.397	(調整後)	CO2/kWh (調整後)
電気以外		kg-CO2	—	14,636,736	8,635,674	—41%	
その他			kg-CO2	—	0	0	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	—	31,151,914	11,914,851	—59%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	—	28,982,418	(調整後)	(調整後)	

※ 国立ハンセン病療養所については、本計画策定に伴い、新たに計画の対象に含めることとし、2019年度実績及び2030年度目標に計上している。なお、2013年度の各実績については、本計画の対象外としていたため、記載していない。

国立ハンセン病療養所温室効果ガス削減対策及び目標

		2019年度	2030年度
		現状	目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：8件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	9	100
LED照明の導入割合	%	—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	24	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 電動車の導入
- ③ 再生可能エネルギー電力の調達
- ④ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑤ 省エネ型電気機器への更新

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は国立ハンセン病療養所の事務（部）長等とし、対策の徹底を図るため、各部門長等で構成される委員会を設置する。
- ② 会計課等において、毎月の電気・ガソリン等の使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し委員会等に報告する。
- ③ 事務（部）長等は、目標達成の見込みを踏まえ必要に応じ、設備改修等に当たっては、省エネ機器の導入を推進する。